

2016年6月10日

No.249

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: [www.s-mataichi.com](http://www.s-mataichi.com)

3月22日の総務委員会では、地方税法および地方交付税法の一部改正案の2回目の審議が行われ、**又市征治議員**が質疑に立ちました。

## 地方財源不足解消のために、法定率の引上げを



**又市議員**は、現在でも地方財源不足は5～6兆円に上っていることを指摘し、引き続き法定率の引上げを求めるように大臣に要求しました。そして法定率の引上げがなぜ政府内部で合意されないのか質しました。

高市大臣は、法定率引き上げの必要性も認めつつも、国、地方を合わせて1000兆を超す長期債務残高が存在する中、今年は困難であったと答弁しました。

## 行革を推進すれば地方交付税額多くするというのは、地方分権の否定だ

**又市議員**は、地域の元気創造事業費が、人件費の削減等の行革努力分を算定基準として配分されるというのは、本来、地方の財源である地方交付税を国の政策誘導のために利用することであり、分権の流れに逆行するものだと強く批判しました。さらに人件費をコストとして位置付けるのは時代錯誤であり、良質な公共サービスのための投資として考えるべきだと主張しました。

高市大臣は、行革を推進した自治体はそれだけ財政需要が多いと考えられるので、配分に当たり行革努力を考慮するとし、さらに人件費削減指標だけを採用するのではないと弁解しました。

## トップランナー方式の導入は、公共サービスの低下を招く

さらに**又市議員**は、歳出効率化が先進的である自治体の経費水準を、基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式の導入を取り上げました。**又市議員**は、富山県高岡市で小学校給食が民間委託から直営方式に移行した例を提示し、自治体において実施された民営化等の業務改革のメリット、デメリットを調査すべきだと主張し、さらに実施率がまだ低い業務改革も自治体に求められているが、割合が低いのはそれなりの理由があるはずで、強制すべきではないと総務省に要求しました。

洩上政府参考人は、民間委託も行政としての責任を果たすことが前提であるとの認識を示すとともに、メリット、デメリットについては、来年度に実施するヒヤリングをとおして課題を把握していくと答弁しました。

さらに**又市議員**が、民間委託により該当職種での雇用問題が発生しないかと質したのに対しては、地方交付税は一般財源なので業務手法、雇用形態は自治体が自主的に判断するとの答弁がありました。しかしトップランナー方式の採用は、自治体に歳出削減の大きな圧力になることは間違いありません。

**又市議員**は、その他、遊休農地に対する課税強化について政府の見解を質しました。